

八幡浜市スーパープレミアム付商品券取扱店募集要項

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や営業自粛により、低迷した市内の消費活動を喚起し、市内経済の活性化を図るため、市民約3万3千人を対象としたプレミアム率100%の商品券を発行します。

2. 商品券の概要

- (1) 商品券の額面は、1冊20,000円（1,000円券×20枚）とし、販売価格は10,000円で販売します。※購入限度は1人につき1冊まで
なお、商品券は次の通り10,000円ずつの2種類の商品券となります。
 - ①共通券（市内すべての取扱店で使える商品券）×10枚
 - ②限定券（大型店舗のスーパー、ドラッグストアを除く市内取扱店で使える商品券）×10枚
- (2) 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和2年9月1日（火）～令和2年12月31日（木）に限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下「取引」という）を行います。
- (3) つり銭額は出さないものとします。
- (4) 有効期限後の商品券の使用はできません。
- (5) 商品券の利用対象外となる取引は以下のものとします。
 - ① 不動産に関する支払、金融商品
 - ② たばこ
 - ③ 商品券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
 - ④ 国税又は地方税等の公租公課及び国又は地方公共団体に対して支払う使用料等
 - ⑤ 上記に掲げるもののほか、市長がプレミアム付商品券の利用対象として適当でないと認めたもの

3. 応募資格・条件

市内に店舗を有し事業を営む事業者

ただし、限定券については、市内の大型店舗のスーパー、ドラッグストアを除く事業者が対象となります。

※大型店舗のスーパー、ドラッグストアには、店内に店舗を置くテナント事業者も含まれます。

4. 申込

事前に市の取扱店登録認定を受ける必要があります。下記の方法により登録のお申し込みを行ってください。

- ①市ホームページの申込フォームから申し込み

②登録申請書を市役所商工観光課に提出（FAX可）

（登録申請書は市HPのほか、八幡浜商工会議所、保内町商工会、市役所商工観光課にあります。）

※後日、「取扱店登録証明書」、「ステッカー」、「商品券見本」、「換金申請書」、「取扱店舗運営マニュアル」等をお渡しします。

5. 申込期限

令和2年8月21日（金）まで ※左記期間後も随時受け付けます。

6. 商品券の換金方法

①換金申請書、②使用済み商品券、③取扱店登録証明書を揃えて、八幡浜商工会議所、保内町商工会にて換金申請をお申し出ください。

後日、市から取扱店指定口座に換金額をお振込みします。

7. 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2) 市が配布する商品券取扱店ステッカーを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。その際の責については市にて協議する。
- (5) 換金目的での商品券の購入は行わないこと。
- (6) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (7) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (8) 市は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとします。
- (9) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。